



県章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
4月30日  
号外(1)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 条 例

※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(税政課)	3
※滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(障害福祉課)	3
※滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(県民活動生活課)	11
※滋賀県環境審議会条例の一部を改正する条例(環境政策課)	12

## 公布された条例のあらまし

### ○ 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(第4条関係)

#### 2 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

### ○ 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(条例第25号)

1 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで、第2条による改正後の別表第1および別表第2、第3条による改正後の別表第1、第4条による改正後の別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第14までおよび別表第16、第5条による改正後の別表、第6条による改正後の別表第1から別表第7まで、第7条による改正後の別表、第8条による改正後の別表、第9条による改正後の別表ならびに第10条による改正後の別表関係)

2 交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで、第2条による改正後の別表第1および別表第2、第4条による改正後の別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第14までおよび別表第16、第5条による改正後の別表、第6条による改正後の別表第1から別表第7まで、第7条による改正後の別表、第8条による改正後の別表ならびに第9条による改正後の別表関係)

#### 3 その他

- (1) この条例は、令和3年7月1日から施行することとしました。ただし、(2)については、公布の日から施行することとしました。
- (2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

### ○ 滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第4条関係)

2 この条例は、令和3年6月9日から施行することとしました。

### ○ 滋賀県環境審議会条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 脱炭素社会の実現に関する審議事項に係る庶務を滋賀県総合企画部において処理することとしました。(第10条関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

## 条 例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第24号

**滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2号」を「第3号」に改め、同号ア中「第28条の9第13項」を「第28条の9第10項」に改め、同条第7号中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に改める。

第4条第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号ア中「製造事業用」の右に「旅館業用、情報サービス業用、有線放送業用、インターネット附随サービス業用その他規則で定める事業用」を加える。

**付 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に新設され、または増設された改正後の第2条第6号に規定する第2種特別償却設備に係る県税について適用する。

-----  
滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第25号

**滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第1条** 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項に次の1号を加える。

**(2) 雑則**

ア 指定児童発達支援事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この項において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているもの(第5号カおよびク(イ)ならびにイに規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理

の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

イ 指定児童発達支援事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下イにおいて「交付等」という。)のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が障害児または通所給付決定保護者であるときは、当該障害児または当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

別表第1第2項第1号中「第21号」を「第22号」に改め、同表第3項第3号中「ならびに第15号」を「、第15号」に、「までの」を「までならびに第22号の」に改め、「準用する第21号イ」との右に「、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号カ」と」を加える。

別表第2第4項中「および第12号」を「、第12号」に改め、「)まで」の右に「および第22号」を、「準用する第21号イ」との右に「、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第5号カ」と」を加える。

別表第3第1項第2号中「ならびに第15号」を「、第15号」に、「までの」を「までならびに第22号の」に改め、「準用する第21号イ」との右に「、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第5号カ」と」を加え、同表第2項中「ならびに第15号」を「、第15号」に改め、「)まで」の右に「ならびに第22号」を、「準用する第21号イ」との右に「、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号カ」と」を加え、同表第3項中「ならびに第15号」を「、第15号」に改め、「)まで」の右に「ならびに第22号」を、「準用する第21号イ」との右に「、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号カ」と」を加える。

別表第4第7項中「ならびに第15号の2」を「、第15号の2」に改め、「)まで」の右に「ならびに第22号」を、「準用する第21号イ」との右に「、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号カ」と」を加える。

別表第5第3項中「ならびに第21号ア」を「、第21号ア」に改め、「およびイ」の右に「ならびに第22号」を、「準用する第21号イ」との右に「、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号カ」と」を加える。

別表第6第3項第1号中「指定児童発達支援」を「指定児童発達支援の」に、「指定通所支援」を「指定通所支援の」に改める。

(滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第2条** 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

21 雑則

(1) 設置者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第3項第7号および第10号イならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 設置者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が障害児または入所給付決定保護者であるときは、当該障害児または当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

別表第2第4項中「および第10項」を「、第10項」に、「までの」を「までおよび第21項の」に改め、「および障害児入所医療費」との右に「、同表第21項第1号中「第3項第7号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第3項第7号」とを加える。

（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第3条** 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

16 設置者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

別表第10第2項第2号アただし書を削り、同号アに後段として次のように加える。

この場合においては、同号アただし書およびイただし書の規定を準用する。

（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第4条** 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項に次の1号を加える。

(17) 雑則

ア 指定居宅介護事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この項において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4号オおよびキ（イ）ならびにイに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

イ 指定居宅介護事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下イにおいて「交付等」という。）のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

別表第1第2項第2号中「移動中の介護」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第2号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第3項第2号中「準用する第7号ア」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第3項第2号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第4項第2号中「準用する第7号ア」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第4項第2号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第5項第1号ウ中「準用する第7号ア」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第5項第1号ウにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同項第2号ウ中「移動中の介護」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第5項第2号ウにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同表第6項第1号エ中「準用する第7号ア」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第6項第1号エにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同項第2号中「準用する第7号ア」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第6項第2号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第2第13項中「および第12号」を「、第12号」に改め、「第15号まで」の右に「および第17号」を、「非常災害対策を」との右に「、同項第17号ア中「第4号オおよびキ（イ）ならびに」とあるのは「別表第2第4項第2号ア、同項第3号において準用する第4号オおよび同表第13項において準用する」と」を加える。

別表第3第1項第9号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「第15号まで」の右に「および第17号」を、「非常災害対策を」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第1号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「除く。）まで」の右に「および第17号」を、「非

常災害対策を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第3項第3号中「事業については、」の右に「別表第1第1項第17号イおよび」を加える。

別表第4第1項第7号中「第16号」を「第17号」に改め、「非常災害対策を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびに」とあるのは「別表第4第1項第4号エならびに同項第7号において準用する第4号オおよび」と」を加え、同表第2項第1号中「第16号」を「第17号」に改め、「非常災害対策を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第4号オおよびイならびに同表第1項第4号エ」と」を加え、同表第3項第2号中「事業については、」の右に「別表第1第1項第17号イおよび」を加える。

別表第5第7項中「第16号」を「第17号」に改め、「通常」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第7項において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第7第1項第5号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「除く。）まで」の右に「および第17号」を、「非常災害対策を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第1号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「除く。）まで」の右に「および第17号」を、「非常災害対策を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第3項第3号中「事業については、」の右に「別表第1第1項第17号イおよび」を加える。

別表第8第1項第5号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「限る。）まで」の右に「および第17号」を、「非常災害対策を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第1号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「限る。）まで」の右に「および第17号」を、「非常災害対策を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第3項第3号中「事業については、」の右に「別表第1第1項第17号イおよび」を加える。

別表第9第6項中「および第16号ア」を「、第16号アおよび第17号」に改め、「非常災害対策を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第6項において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第10第8項中「および第12号」を「、第12号」に改め、「限る。）まで」の右に「および第17号」を、「作業時間を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第8項において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第11第1項第3号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「アに限る。）まで」の右に「および第17号」を、「非常災害対策を」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第2号中「ならびに第12号」を「、第12号」に改め、「アに限る。）まで」の右に「ならびに第17号」を、「時間」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号

において準用する第4号オ」とを加える。

別表第12第9項中「第16号」を「第17号」に改め、「支給決定障害者」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第9項において準用する第4号オ」とを加える。

別表第13第5項中「第16号」を「第17号」に改め、「規定する運営規程」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第13第5項において準用する第4号オ」とを加える。

別表第14第1項第10号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「第15号まで」の右に「および第17号」を、「支給決定障害者」との右に「、同項第17号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびに」とあるのは「別表第14第1項第4号キにおいて読み替えて準用する別表第4第1項第4号エならびに別表第14第1項第10号において準用する第4号オおよび」とを加え、同表第2項第8号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「アに限る。)まで」の右に「および第17号」を、「支給決定障害者」との右に「、同項第17号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第4号オおよびイならびに同項第8号において読み替えて準用する別表第4第1項第4号エ」とを加え、同表第3項第5号中「および第12号」を「、第12号」に改め、「アに限る。)まで」の右に「および第17号」を、「支給決定障害者」との右に「、同項第17号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第14第3項第3号カにおいて準用する第4号オ、同項第5号において準用するイおよび同号において読み替えて準用する別表第4第1項第4号エ」とを加える。

別表第16第5項中「および第12号」を「、第12号」に改め、「アに限る。)まで」の右に「および第17号」を、「行う者等」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第16第5項において準用する第4号オ」とを加える。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第5条** 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

## 26 雑則

- (1) 設置者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この表において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているもの(第4項第7号および第10号イならびに次号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2) 設置者およびその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第6条** 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

#### 20 雑則

(1) 療養介護事業者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 療養介護事業者およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

別表第2第11項中「および第13項」を「、第13項」に改め、「第18項まで」の右に「および第20項」を加える。

別表第3第5項、別表第4第5項、別表第5第6項、別表第6第10項および別表第7第3項中「第19項」を「第20項」に改める。

（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第7条** 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

## 18 雑則

(1) 設置者およびその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているもの(次号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2) 設置者およびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この号において「説明等」という。)のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。この場合において、当該説明等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第8条** 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

## 17 雑則

(1) 設置者およびその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているもの(次号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2) 設置者およびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この号において「説明等」という。)のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。この場合において、当該説明等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第9条** 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支

援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

#### 26 雑則

- (1) 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 設置者およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第10条** 滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

- 15 設置者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第6第3項第1号の改正規定および第3条中滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第10の改正規定は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第26号

**滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例**

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年滋賀県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項および第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

付 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

-----

滋賀県環境審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第27号

**滋賀県環境審議会条例の一部を改正する条例**

滋賀県環境審議会条例(平成6年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条ただし書中「ただし」の右に「、脱炭素社会の実現に関する審議事項に係る庶務は滋賀県総合企画部において」を加え、「、滋賀県健康医療福祉部」を「滋賀県健康医療福祉部」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。